

岡山県職員措置請求書

平成25年 4月25日

請求人 住所 岡山市中区沢田536-2
名称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 和田啓二

岡山県監査委員 殿

第1 岡山県知事に対する措置請求の要旨

岡山県知事が、平成23年度に岡山県議会の各議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表（合算分）の「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

I 政務調査費の性質と支出の査定

1 岡山県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山県議会の平成23年度の政務調査費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項（平成24年改正前。以下同じ）、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務調査費が「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第7条で「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」こと、第8条第1項で「議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」旨、同条第3項で「1件あたりの支出金額が1万円を超える政務調査費の支出については、

収支報告書に領収書等の写しを添付しなければならない」旨、第10条で議員が「その年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額」を控除して残余がある場合は残余金を県に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第7条では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9種類の使途費目を定め、第7条に基づき定められた「岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程」（以下「規程」という）第4条別表（以下「規程別表」という）において各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる、「規程別表」に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務調査費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務調査費は一種の補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。（当オンブズマンがこれまでに接した県議会議員・会派の中には、「政治活動のうち、『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いた残りは全部『政務調査』であり、政務調査費を全額支出できる」と主張する者があるが、この主張は誤りである。）

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務調査」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務調査活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務調査以外の

政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、

- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で認めるべきである。

3 その他の一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。

- i 違う年度にした支出。
- ii 領収書のないもの。
- iii 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。
- iv 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。
- v 領収書に品目の記載が無いか、不十分で、推定もできないもの。
- vi 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。
- vii 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。
- viii 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。
- ix 領収書の発行者が不明なもの。
- x 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

但し、

- ア 平成 23 年度分会派会費の精算のために平成 24 年 4 月になされた会派会費の支出については、4 月以降に支出をするべきやむをえない事由が有るものとして、上記一般的基準 i の例外とした。
- イ ①次年度 4 月分の家賃を当年度 3 月に支払ったもの、②前年度 3 月分の賃料を当年度 4 月に支払ったもの、については、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とした。
- ウ 継続している購読料など、契約期間が年度をまたがっているものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とした。
- エ 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出については、他の資料により支出及び用途が事実と推認できるものに限り、上記一般的基準 ii の例外とした。

4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、請求人が、岡山県議会の各議員が平成 23 年度

の政務調査費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務調査費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙査定表（1万円超分）及び違法金額支出一覧表（1万円以下分）記載のとおりである。

なお、

- i 岡山県議会においては、政務調査費の支出金額が1万円を超えるものについてのみ領収書類が開示されるので、支出金額が1万円超の支出については、開示された領収書類（一部不開示となった部分、及び、領収書類等の添付が不十分なものについては、各議員に任意に開示を求め、任意に開示されたものを含む）に基づいて査定を行った。
- ii 支出金額が1万円以下の支出については、各議員の支出費目ごとの「領収書が提出されていない支出の額」と、当該支出費目の一般的性格に基づき、査定を行った。

次項以下において、上記の判断にかかる一般的認定根拠を述べる。

II 支出額1万円超の支出の査定における費目別の認定基準

1 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託料、交通費、宿泊費等）」（「規程別表」）である。平成23年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③自動車燃料代、④調査委託費、⑤講師料、⑥大学院授業料、⑦会議・研修参加費、⑧団体会費である。

「調査研究」が政務調査として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務調査費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務調査費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務調査費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと同様に適法でないものが混在する場合には、議員個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務調査費の支出として適法なもの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が不明であるから、適法な政務調査費の支出と認められない。

ii 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「政務調査」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が政務調査として適切でないとは判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50%で按分すべきである。

具体的には、

ア 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。

イ 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 外国への「親善・友好訪問」の費用は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

エ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

オ 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。(この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。)

iii 自動車燃料代

原則として按分率 50%で按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務調査目的のほかに、「政務調査以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50%が政務調査目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されていて、個々の購入の明細が不明なものも、同様の理由で認められない。

iv 調査委託費

「調査研究」の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

v 講師料

講師に対する講師料・旅費等の支払については、①当該「講演」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②講師が当該「講演」者として適切かどうか、③講師費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な講演のテーマがどのようなものか、②講師がどのような人か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

vi 大学院授業料

大学院における授業を受けることは、基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って、大学院授業料は、原則として政務調査費として認められない。

vii その他

会議・研修参加費用、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

2 研修費

研修費は、「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）」（「規程別表」）である。平成23年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊費、③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務調査として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務調査として適切であるためには、「県政の調査研究に資するために必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 研修などの参加費・受講料・資料費

ア その研修などが政務調査として適切と判断される場合には、会合の参加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。

イ 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

ウ 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務調査費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要とは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

エ 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書、当日発行の領収書など）がなければ認められない。

オ 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率 50% で按分する。

ii 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が研修として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50% で按分する。

具体的には、

ア 研修等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

iii 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないので、団体会費は政務調査の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、iの基準に従って認められる。

3 会議費

会議費は、「議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場借上料、機材借上料、資料印刷費等）」である（「規程別表」）。平成23年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①会場使用料、②印刷費、③送料、④茶菓飲料代、⑤団体会費、⑥講師料である。

i 会場使用料

ア その会議などが政務調査として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。

イ 以下のものは認められない。

- ① 会場名が不明なもの。
- ② 会合の目的が不明なもの。
- ③ 過度に高額なもの。
- ④ 飲食を伴う研修にかかるもの。

ウ 会合そのものに政務調査と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率50%で按分する。

エ いわゆる「県政報告会」は、「地域住民の県政に関する要望、意見を吸収する」意味を含むと理解されるが、他方、議員本人（もしくは所属する政党等）の宣伝や後援会活動の要素をも不可分に含んでいる。従って、いわゆる「県政報告会」の開催にかかる費用は、原則として按分率50%で按分する。

ii 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないも

のは、認められない。

iii 送料

報告会等案内の切手代、郵送料は、会合の内容が確認できないものは、認められない。会合の内容が確認できる場合、会合が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で、）認められる。政務調査以外の目的と判断される場合には認められない。

iv 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で）認められる。

高級菓子店や不相当に高額な（1個 100 円、合計 5000 円を超える）ものは認められない。

v その他

講師料については「調査研修費」、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

4 資料作成費

資料作成費は、「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）」（「規程別表」）である。平成 23 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①広報紙・広報資料作成費、②名刺代、である。

政務「調査」の経費と考えられるものは全額認められる。政務調査以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率 50%で按分する。

i 広報紙・広報資料作成費については、「広報費」の項目で一括して述べる。

会議用の資料作成費は、資料内容が確認できないものは、認められない。資料の内容が、政務調査のためのもので適切と認められる度合いに応じて（全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で、）認められる。政務調査以外の目的と判断される場合には認められない。

紀要論文作成費は、大学院授業の関連費用なので、認められない。

ii 名刺印刷費は認められない。名刺は初対面の人に交付するものであり、議員が「初対面の人に名刺を交付する」行為に県政の調査研究の要素が含

まれるとは考えられない。

5 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（「規程別表」）である。平成 23 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①書籍購入費（CD 代、情報サービス料含む含む）、②新聞・雑誌購読料、③団体会費、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうか問題である。CD 代・情報サービス料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

i 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

ア 上記に該当しないと考えられる一般図書は認められない。

イ 書籍名の記載されていない支出は認められない。

ウ 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるものは認められない。

エ 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務調査以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

ii 新聞・雑誌購読料

ア 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率 50% で按分すべきである。

自宅用、事務所用のものは認められない。（一般に、新聞は議員でなくてもふつう購読する。）

イ 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの（地方自治体が購入する際に＜需要費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの）は認められない。

ウ 運動誌、政党誌、団体誌

議員自身が所属し、または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務調査とは認められない。

なお、議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが、「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わらないので「反対派」の購入でも認められない。

エ 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。オ 購読料として、実際に要する額を超える金額を支出している場合、購読料以外の支出は実質カンパと推定されるので、超過部分は認められない。

iii 団体会費は「研修費」の項で一括して述べる。

6 広報費

広報費は、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等）」（「規程別表」）である。

平成 23 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP 作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤県政報告会開催費用、⑥パソコン修理代、⑦PC サポート料である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務調査以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務調査費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率 50% で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

i 広報紙等作成・配布費用

原則として按分率 50% で按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率 50% で按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は、

ア 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（広報紙の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。

イ 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原

則として広報紙の送料と推定し、按分率 50%で按分する。

メールマガジン配信システム制作費は、メールマガジンの内容や、配信システム制作費の明細が確認できないものは、認められない。内容が確認できる場合、①原則として按分率 50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

また、過度に高額と判断されるものについては、適正額を超える部分は認められない。

ii HP 作成・維持費用

i に準じ、原則として按分率 50%で按分する。

iii 「パソコンサポート料」

その実質が判明しないものは認められない。実質が広報紙や HP 作成費用である場合、これらに準じて認められる。実質が「パソコン技術の指導料」等である場合は、調査研究に必要な経費とは言えないので、認められない。(なお実例につき、「パソコンにトラブルがあった場合の対応や操作に関する援助」との説明がなされているが、毎月定額の「サポート料」の支払を要するトラブルが発生するとは信じられないので、「指導料」と推定せざるをえない。)

iv 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用(広報紙の印刷費等)の支出状況から推定できる(広報紙の郵送代など)切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

ア 広報紙郵送用の切手代(もしくは料金別納郵送代)は按分率 50%で按分する。

イ ハガキの 100 枚以上の一括購入で政務調査目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務調査としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

ウ 50 円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

エ 暑中見舞ハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認められない。

オ 80 円切手の大量購入(30 日以内に 400 枚以上の購入)は、

① 使途が明示されず推定もできないものは認められない。

② 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務調査費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できるし、配達先がまとまっていれば割引を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

カ 少額（イ、ウ、オに達しない数量）の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率 50%で按分する。

ⅴ 県政報告会開催費用（茶菓代含む）は、会議費の項で一括して述べる。

7 事務所費

事務所費は、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の借上料、管理運営費等）」（「規程別表」）である。平成 23 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①事務所（駐車場含む）賃料、②事務所光熱水費、である。

この費目については、①事務所がどの程度「政務調査活動」に用いられ、どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか、が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。②また、自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうか問題である。

i 事務所賃料

原則として按分率 50%で按分する。但し、

ア 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

イ 「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。

ウ 支出先を特定できないものは認められない。イに該当する者かどうか判定できないからである。

ii 事務所用光熱水費

原則として按分率 50%で按分する。

8 事務費

事務費は、「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、通信費等）」（「規程別表」）である。平成23年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①事務機器・備品購入費用、②同リース費用、③同維持保守費用、④電話・FAX・ネット接続料金、⑤事務用消耗品費、⑥広報紙・封筒等印刷費、⑦同送料、⑧切手・ハガキ購入費用、⑨インターネット接続管理費用、である。

この費目については、個々の事務費が「政務調査活動」にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率50%で按分すべきである。例外的に①「全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務調査ではないと判断されるもの」は認められない。

i 事務機器・備品購入費用

ア 原則として按分率50%で按分する。

イ パソコン・ノートパソコン、プリンタ、パソコンソフト等の購入費、パソコン類のバージョンアップ費用は1人1任期1回に限り按分率50%で按分する。

データ復旧費・データ回収料は、按分率50%で按分する。

ウ デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、シュレッダー、印刷機、椅子などの事務用耐久消費財等、耐用年数が長い物品については、原則として按分率50%で按分し、品ごとの耐用年数に応じて複数回購入を認める限度を定める。

ii リース料（コピー機・印刷機・パソコン等）

原則として按分率50%で按分する。

但し、物品価格・サービス内容と対比して過度に高額な（パソコンなど）リース料は認められない。従って、高額なリース料は、物品・サービス内容が判明しない限り認められない。

iii コピー機等維持保守費用

按分率50%で按分する。

iv 電話・FAX・ネット接続料金、インターネット接続管理費用

会派控室、事務所（事務所の固定電話については2台まで）については按分率50%で按分する。

自宅の固定電話、携帯電話については按分率3分の1（私用、政務調査活動、それ以外の政治活動各3分の1の負担率と推定する）で按分する。

自宅の2台目以降の電話の料金は認められない。

- v 事務用消耗品費（紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等）
按分率 50%で按分する。
- vi パソコン設定費用
パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合、1人1任期1回に限り、按分率 50%で認める。
- vii その他
 - ア 広報紙・封筒等印刷費、同郵送料、切手・ハガキ購入費用については、広報費の項で一括して述べる。
 - イ 名刺印刷費については、資料作成費の項で一括して述べる。
 - ウ 県政報告会開催にかかる費用については、会議費の項で一括して述べる。

9 人件費

人件費は、「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」（「規程別表」）である。平成 23 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、職員及びアルバイト職員に対する賃金給与、及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については、個々の職員の業務が「政務調査活動」か「それ以外の政治活動」かが問題になる。

- i 職員ごとにその業務を「政務調査活動」と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分する。例外的に、①「資料に基づき、全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき、全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。
- ii 「議員本人と住所を同じくする者、もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。
- iii 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。ii に該当するかどうかは判定できないからである。
- iv 労働保険料のうち、本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは、その限度で否認する。本人からの預かり金は、議員の「支出」ではないので、これについて政務調査費からの支出を認めると二重取得になるからである。

III 支出額 1 万円以下の支出の査定

1 費目別の認定

本項で対象とする支出はいずれも、各議員が、1 件あたりの支出金額が 1 万円以下であるものとして、収支報告書に領収書等を添付しなかったものである。

以下、支出の費目ごとに違法の理由を述べる。

i 調査研究費

ア 食糧費（1名、11,760円）

調査研究費中の食糧費は、飲食を伴う会合等の参加費用と推定される。政務調査費を飲食費用に支出することは違法である。

イ 会費、懇談会費、意見交換会費（4名、1,401,262円）

調査研究費中の会費・懇談会費等(所属の県議団の団費を含まない)は、①飲食を伴う会合等の参加費用か、②私的に加入している団体の会費と推定される。これらを政務調査費として支出することは違法である。

ウ 燃料代（4名、1,167,163円）

これら4名の燃料費の支出額は、243,215円～325,000円であり、按分支出がなされているとは考えがたく、報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

エ 交通費・宿泊費（7名、1,857,926円）

これらの議員については、出張旅費、燃料代、タクシー代等の区別がされずに、177,375円～507,130円の支出がなされている（なお、久徳議員は研修費・会議費、戸室・中塚議員は研修費においても交通費の支出をしており、これらを合算すると領収書の添付されない交通宿泊費の支出総額は、久徳議員 500,606円、戸室議員 413,900円、中塚議員 264,917円である）。しかるに、この金額の交通費・宿泊費の支出がなされたのであれば、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされているとも考えがたく、報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

オ 細目外・細目不明の調査研究費（12名、3,314,072円）

うち、①戸室議員は会派団費・宿泊費・交通費・燃料費以外の「調査研究費」196,000円、②天野議員は会派団費以外の203,800円、③岡崎議員は会派団費以外の496,504円、④小野議員は会派団費・燃料代以外の112,367円、⑤渡邊英気議員は会派団費・交通費以外の「調査研究費」216,940円、⑥小田圭一議員は会派団費・「会費」以外の973,206円、⑦蓮岡議員は会派団費以外の251,321円、⑧池本議員は会派団費・交通費以外の72,200円、⑨太田議員は会派団費・交通費以外の196,010円、⑩小林義明議員は会派団費・意見交換会費以外の193,406円、⑪三原議員は会派団費以外の208,491円、木口議員は会派団費以外の247,497円を、領収書の添付なく支出している。

どの議員の支出においても、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされていると考えがたく、③飲食を

伴う会合等の参加費用や私的に加入する団体等の会費が含まれている蓋然性が高いので、違法である。

ii 研修費

ア 参加費、会費（8名、1,508,817円）

研修費中の参加費、会費等は、①1万円を超えることがむしろ通常であり、②飲食を伴う会合の参加費用（金額が多い議員（久徳議員 505,305円、佐藤議員 334,012円）は特にそうである）や私的に加入する団体等の会費を含むと推定されるので、違法である。

イ 交通・宿泊費（5名、600,205円）

研修費中の交通・宿泊費は、研修参加に要する交通費であり、県内で行われる研修の場合にはごく少額であるが、県外で開催されるものについては1万円を超えることが通常である。各議員の支出額は戸室議員 96,300円、渡邊英気議員 180,110円、久徳議員 159,980円、中塚議員 62,660円、小林孝一郎議員 101,155円であり（うち戸室・久徳・中塚各議員は前述のとおり別の費目でも交通宿泊費の支出をしている）、①1万円を超える支出が含まれないとは考えられず、②前項記載の研修費中の参加費等の支出状況から考えれば、飲食を伴う会合の参加費用を含むと強く疑われるので、違法である。

ウ 細内訳なし（1名、96,220円）

波多議員は細内訳なしで上記金額を支出している（同議員は燃料費を別に計上するので、上記金額には燃料費が含まれない）。イ同様の理由で違法である。

iii 会議費

ア 食糧費、消耗品費（4名、1,010,344円）

会議費中の「食糧費」は、①会合参加者にふるまう菓子等の代金か、②飲食を伴う会合の参加費用と推定される。②は例外なく違法、①も菓子類が必要を超えて高額な場合は違法である。各議員の支出額は143,307円～367,648円と多額であり、1万円を超える支出が含まれないとは考えられないうえ、上記①（違法な場合）または②のいずれかに該当し違法である。

イ 交通費（1名、163,243円）

久徳議員であり、同議員は前記のとおり調査研究費・研修費でも領収書なく「交通費」を支出している。調査研究費・研修費の「交通費」の項で述べたと同じ理由により、違法である。

ウ 印刷費（1名、301,937円）

渡邊英気議員であり、同議員は（議会）資料作成費 172,624円も領収書なしで支出している。この金額の印刷費用の支出があつてなおかつ1万円

を超える支出が含まれないとは考えがたい。また、「会議資料」「議会資料」作成費用がこの金額に達することは稀なので、名目外の支出がされていることも疑われる。

エ 細内訳外・「会議費」・「県政報告会経費」・細内訳なし（4名、1,088,381円）

各議員の支出額は 92,407 円～524,891 円であり、うち小野議員は「食糧費」以外の 92,407 円、久徳議員は「交通宿泊費」以外の 524,891 円を領収書の添付なく支出している。この金額の会議費の支出があつてなおかつ 1 万円を超える支出が含まれないとは考えがたい。また会議費がこの金額に達することは稀なので、特に久徳議員の場合、名目外の支出もしくは飲食費の支出がされていることが強く疑われる。

iv 資料作成費（1名、172,624円）

渡邊英気議員であり、iiiウで述べたとおりである。

v 資料購入費（書籍購入費）（1名、510,377円）

小田春人議員であり、新聞購読料以外の「書籍購入費」として支出している。この金額の書籍購入があつてなおかつ 1 万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がされていることも強く疑われる。

vi 広報費（送料、切手・ハガキ代）（2名、354,400円）

領収書の添付のない支出額は 100,900 円～254,000 円である。これだけの金額が支出されながら 1 万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われる。

vii 事務費

ア 備品・事務用品購入費（2名、423,907円）

領収書の添付のない支出額はいずれも 21 万円超である。これだけの金額の事務用品・備品購入費が支出されながら 1 万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

イ 通信費（1名、386,920円）

これだけの金額の通信費が支出されながら 1 万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

viii 人件費（5名、2,268,678円）

渡邊英気（593,250 円中 181,500 円）・小田圭一（1,227,884 円中 320,584 円）・久徳（457,000 円全額）・江本（234,000 円全額）各議員の各「アルバイト職員給与」、及び池本議員の「人件費」1,355,594 円中 1,075,594 円の各支出につき、領収書が添付されていない。これだけの金額の給与の支払いが

されながら1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

- 2 1万円以下支出の一部を違法と査定した27名の議員の中には、政務調査費の支出総額に占める「1万円以下の支出」の率が異常に高い者がある。「1万円支出率」の全議員平均値は25.8%、27名中24名の議員が所属する自由民主党岡山県議団の平均値は30.0%（平成22年度には25.6%）であるが、これが50%を超える議員が7名ある（久徳議員82.8%、小野議員78.1%、河本議員71.9%、渡邊英気議員69.0%、小田圭一議員61.5%、千田議員58.1%、内山議員51.3%）。このようなことは常識上ありえないことであり、政務調査費の支出の多くの部分について、本来提出しなければならない領収書を「支出額1万円以下」と偽って提出せずすませている蓋然性も高い。このようなことが許容されては、制度の根幹が揺らぐことになる。

IV 岡山県議会の平成23年度政務調査費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各議員が平成23年度の政務調査費として支出した金額のうち、別紙違法支出金額一覧表（合算分）の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は、「条例」第7条に違反しているので、違法である。
- 2 「条例」第7条は、「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め、同第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、議員がその年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該議員がその年度において行った政務調査による支出（「条例」第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実が該当することになる。
- 3 しかるに、1記載の違法支出金額は「条例」第7条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第10条にいう「残余」にあたる。

4 よって、岡山県知事が岡山県議会の各議員に対して前記の政務調査費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

第 3 添付書類

1 証拠書類各写 各 1 通

違法支出金額一覧表(合算分)

平成23年度岡山県議会政務調査費
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

議員名	違法支出額 (合算)(円)
戸室敦雄	2,716,820
千田博通	3,141,328
天野学	1,471,684
小田春人	3,270,377
岡崎豊	3,783,315
河本勉	790,210
小野泰弘	1,454,510
内山登	1,388,057
渡辺英気	2,442,296
小田圭一	3,482,311
岸本清美	3,386,010
伊藤文夫	3,440,335
井元乾一郎	1,887,439
佐藤真治	3,012,867
蓮岡靖之	3,553,181
高橋戒隆	4,016,914
久徳大輔	3,520,404
波多洋治	2,843,496
西岡聖貴	2,876,661
神宝謙一	3,849,511
蜂谷弘美	2,812,500
遠藤康洋	3,414,800
加藤浩久	3,452,573
小倉弘行	2,425,577
浅野實	2,919,153
渡辺吉幸	2,738,654
小林健伸	3,485,486
池本敏朗	3,936,270
谷口圭三	2,255,383
太田正孝	3,345,441
青野高陽	2,682,624
江本公一	3,078,306
中塚周一	3,102,213
小林義明	2,613,671
上田勝義	1,776,908
市村仁	3,366,489
小林孝一郎	2,413,081
三村峰夫	177,664
岡本泰介	166,636
合計	106,491,155

【民主・県民クラブ】

議員名	違法支出額(円)
三原誠介	1,110,620
横田えつこ	1,282,314
高原俊彦	369,514
柳田哲	848,365
原田唯良	617,300
木口京子	696,735
三宅和広	1,179,699
中川雅子	1,345,065
鈴木一茂	13,210
岡田幹司	13,210
一井暁子	3,134,880
合計	10,610,912

【公明党岡山県議団】

議員名	違法支出額(円)
高橋英士	212,780
景山貢明	1,345,473
山田総一郎	592,780
増川英一	285,596
笹井茂智	488,631
吉田政司	16,614
合計	2,941,874

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	違法支出額(円)
森脇久紀	1,288,055
氏平三穂子	596,070
武田英夫	32,363
赤坂てる子	9,965
合計	1,926,453

【無所属】

議員名	違法支出額(円)
佐古信五	3,324,787
古山泰生	2,793,014
住吉良久	2,145,988
福田通雅	310,601
合計	8,574,390
総計	130,544,784

違法支出金額一覧表(1万円以下)
平成23年度分政務調査費

	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
1	戸室敦雄	調査研究費	宿泊費	121,600
		調査研究費	調査研究費	196,000
		研修費	研修会参加費	135,000
		研修費	交通費	113,520
		研修費	宿泊費	96,300
2	千田博通	調査研究費	交通費	507,130
		研修費	会費・参加費	120,000
		研修費	交通費	131,475
		会議費	食糧費	367,648
		事務費	通信費内金	386,920
		事務費	事務用品購入費内金	213,727
3	天野学	調査研究費	細内訳外	203,800
4	小田春人	資料購入費	書籍購入費	510,377
5	岡崎豊	調査研究費	細内訳なし内金	496,504
		会議費	細内訳なし	359,911
6	河本勉	調査研究費	ガソリン代	325,000
7	小野泰弘	調査研究費	ガソリン代	287,753
		調査研究費	細内訳外	112,367
		研修費	研修会参加費	64,400
		会議費	食糧費	193,417
		会議費	細内訳外	92,407
8	内山登	調査研究費	会費内金	178,840
		調査研究費	交通費・ガソリン代	197,977
9	渡辺英気	調査研究費	調査研究費	216,940
		研修費	交通費内金	180,110
		会議費	会議資料印刷費内金	301,937
		会議費	会議消耗品費	152,986
		資料作成費	議会資料作成費	172,624
		人件費	アルバイト賃金内金	181,500
10	小田圭一	調査研究費	会費	398,000
		調査研究費	細内訳外	973,206
		研修費	研修会参加費	173,600
		人件費	アルバイト賃金内金	320,584
11	井元乾一郎	調査研究費	交通費他	217,439
12	佐藤真治	調査研究費	燃料代	243,215
		研修費	研修会参加費	334,012

	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
13	蓮岡靖之	調査研究費	「その他」内金	197,651
14	久徳大輔	調査研究費	会費・懇談会費	554,422
		調査研究費	交通宿泊費内金	177,383
		研修費	研修会参加費	505,305
		研修費	交通・宿泊費	159,980
		会議費	会議費	524,891
		会議費	交通宿泊費	163,243
		広報費	広報紙送料費内金	254,000
		人件費	アルバイト賃金	457,000
15	波多洋治	調査研究費	ガソリン代	311,195
		研修費	細内訳なし	96,220
16	遠藤康洋	研修費	研修会参加費	62,000
17	浅野寛	会議費	県政報告会経費	111,172
18	池本敏明	調査研究費	調査費内金	72,200
		人件費	細内訳なし内金	1,075,594
19	太田正孝	調査研究費	交通費	177,375
		調査研究費	細内訳外	196,010
20	江本公一	調査研究費	交通費	202,257
		会議費	食糧費	143,307
		事務費	備品等購入内金	210,180
		人件費	アルバイト職員給与	234,000
21	中塚周一	調査研究費	食糧費	11,760
		調査研究費	交通費	253,727
		研修費	交通費	62,660
22	小林義明	調査研究費	意見交換会会費内金	272,006
		調査研究費	細内訳外内金	193,406
		広報費	切手・ハガキ代内金	100,900
23	市村仁	調査研究費	交通費内金	252,254
24	小林孝一郎	調査研究費	細内訳不明(内金)	832,973
		研修費	会費	114,500
		研修費	交通費	101,155
25	三原誠介	調査研究費	細内訳外	208,491
26	木口京子	調査研究費	細内訳不明	247,497
27	住吉良久	調査研究費	交通費内金	201,015
	合計			18,015,955

1万円以下支出率一覧表
平成23年度岡山県議会政務調査費

【自由民主党岡山県議団】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率(%)
戸室敦雄	4,096,880	2,165,400	1,931,480	47.1%
千田博通	4,167,624	1,744,745	2,422,879	58.1%
天野学	3,469,582	1,922,880	1,546,702	44.6%
小田春人	3,871,102	2,885,449	985,653	25.5%
岡崎豊	3,995,033	2,926,900	1,068,133	26.7%
河本勉	1,655,078	465,210	1,189,868	71.9%
小野泰弘	3,216,845	704,166	2,512,679	78.1%
内山登	2,302,527	1,120,542	1,181,985	51.3%
渡辺英気	4,200,000	1,302,448	2,897,552	69.0%
小田圭一	4,200,000	1,616,921	2,583,079	61.5%
岸本清美	3,823,957	3,606,275	217,682	5.7%
伊藤文夫	4,097,016	3,612,955	484,061	11.8%
井元乾一郎	2,244,580	1,670,000	574,580	25.6%
佐藤真治	4,020,868	2,593,140	1,427,728	35.5%
蓮岡靖之	4,200,000	3,367,920	832,080	19.8%
高橋戒隆	4,200,000	4,016,914	183,086	4.4%
久徳大輔	4,199,625	724,180	3,475,445	82.8%
波多洋治	4,200,000	2,645,691	1,554,309	37.0%
西岡聖貴	3,594,260	3,015,461	578,799	16.1%
神宝謙一	4,200,000	3,849,511	350,489	8.3%
蜂谷弘美	4,138,361	3,597,032	541,329	13.1%
遠藤康洋	4,036,658	3,352,800	683,858	16.9%
加藤浩久	3,735,487	3,586,568	148,919	4.0%
小倉弘行	4,200,000	3,348,201	851,799	20.3%
浅野實	3,351,071	2,840,760	510,311	15.2%
渡辺吉幸	3,622,000	3,172,531	449,469	12.4%
小林健伸	4,200,000	3,848,156	351,844	8.4%
池本敏朗	4,200,000	2,788,476	1,411,524	33.6%
谷口圭三	3,373,561	2,364,213	1,009,348	29.9%
太田正孝	4,200,000	3,313,231	886,769	21.1%
青野高陽	4,200,000	3,299,064	900,936	21.5%
江本公一	4,193,504	2,725,619	1,467,885	35.0%
中塚周一	4,200,000	3,087,684	1,112,316	26.5%
小林義明	3,838,034	2,796,237	1,041,797	27.1%
上田勝義	2,151,056	1,934,917	216,139	10.0%
市村仁	3,791,162	3,172,265	618,897	16.3%
小林孝一郎	3,384,956	1,894,841	1,490,115	44.0%
三村峰夫	285,875	177,664	108,211	37.9%
岡本泰介	286,195	242,435	43,760	15.3%
合計	139,342,897	97,499,402	41,843,495	30.0%

【民主・県民クラブ】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率(%)
三原誠介	3,229,510	2,307,910	921,600	28.5%
横田えつこ	3,420,429	3,106,134	314,295	9.2%
高原俊彦	1,315,580	1,072,854	242,726	18.5%
柳田哲	1,661,429	1,565,356	96,073	5.8%
原田唯良	1,090,549	1,063,518	27,031	2.5%
木口京子	1,828,671	1,401,639	427,032	23.4%
三宅和広	2,596,633	2,120,050	476,583	18.4%
中川雅子	2,903,818	2,433,713	470,105	16.2%
鈴木一茂	229,855	114,360	115,495	50.2%
岡田幹司	258,121	132,139	125,982	48.8%
一井暁子	3,850,000	3,701,931	148,069	3.8%
合計	22,384,595	19,019,604	3,364,991	15.0%

【公明党岡山県議団】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率(%)
高橋英士	1,790,088	1,306,383	483,705	27.0%
景山貢明	3,590,006	3,368,094	221,912	6.2%
山田総一郎	2,457,679	1,675,632	782,047	31.8%
増川英一	2,078,099	1,561,804	516,295	24.8%
笹井茂智	1,832,481	1,480,798	351,683	19.2%
吉田政司	108,023	67,951	40,072	37.1%
合計	11,856,376	9,460,662	2,395,714	20.2%

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率(%)
森脇久紀	4,145,157	3,895,057	250,100	6.0%
氏平三穂子	2,754,100	2,601,371	152,729	5.5%
武田英夫	252,456	219,768	32,688	12.9%
赤坂てる子	193,554	171,444	22,110	11.4%
合計	7,345,267	6,887,640	457,627	6.2%

【無所属】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率(%)
佐古信五	3,749,650	3,478,560	271,090	7.2%
古山泰生	3,452,135	3,010,559	441,576	12.8%
住吉良久	2,357,535	1,956,172	401,363	17.0%
福田通雅	346,206	318,102	28,104	8.1%
合計	9,905,526	8,763,393	1,142,133	11.5%
総計	190,834,661	141,630,701	49,203,960	25.8%